

処 分 基 準

令和7年6月28日

法 令 名 : 風営適正化法
根 拠 条 項 : 第35条の4第4項第2号
処 分 の 概 要 : 接客業務受託営業の停止命令
原権者(委任先) : 茨城県公安委員会
法 令 の 定 め : 法第35条の4第3項(処分移送通知書の送付)
処 分 基 準 : 別紙2のとおり
問 合 せ 先 : 茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考 :